令和８年９月２５日成田市条例第２９号

成田市まち・ひと・しごと創生基金の設置，管理及び処分に関する条例

（設置）

第１条　本市が作成した地域再生法（平成１７年法律第２４号）第８条第１項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業で市長が必要と認めるものの資金に充てるため，成田市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　前条に規定する目的のための寄附金は，基金として積み立てるものとする。

２　前項に定めるもののほか，必要があると認めるときは，予算で定める額を基金に積み立てることができる。

（管理）

第３条　基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上して，基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は，設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか，基金の管理について必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。